

(グループ会社用)

従業員向け住宅確保について相互協力に関する協定書

独立行政法人都市再生機構を甲とし、株式会社KRLを乙として、甲乙間に次のとおり従業員向け住宅確保について相互協力に関する協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互協力し、自ら居住するため住宅を必要とする乙又は別表記載の乙の関連法人（以下「乙等」という。）の従業員に対して、甲所有の賃貸住宅のうち先着順により募集を行っている住宅（以下「機構住宅」という。）を、当該従業員の居住の用に供するため賃貸することにより、乙等の従業員向け住宅確保を円滑に進めることを目的とする。

(甲の協力)

第2条 甲は、乙等の従業員が次条に規定する情報提供に基づき、本協定書の写しを持参し機構住宅の入居申込みを行う場合は、当該機構住宅の賃貸借契約に係る敷金の額を月額家賃の1か月分とするものとする。

2 前項に定める取扱いを行うに当たり、甲及び乙等の従業員は賃貸借契約に係る別添覚書を交換するものとする。

(乙の協力)

第3条 乙は、自ら居住するため住宅を必要とする乙等の従業員に対し、機構住宅の募集パンフレット等各種情報を提供するものとする。

(連絡担当者)

第4条 この協定に関して、あらかじめ甲及び乙は連絡担当者を定めるものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、前条に規定する連絡担当者を通じ、この協定が円滑に行われるよう適宜、情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとし、期間満了1か月前までに、甲又は乙からなんらの申出がないときは、この協定は、同一条件で1年間更新されるものとし、更新された協定についても同様とする。

(甲又は乙の都合による解除)

第7条 甲又は乙は、都合により、この協定を解除することができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により協定を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により通知しなければならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月6日

甲 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
本部長 大谷 幸生



乙 東京都三鷹市新川6-9-28 SSビル
株式会社 KRL
代表取締役 村田 晋



